

令和 3 年 12 月

江南市議会建設産業委員会会議録

12月9日

江南市議会建設産業委員会会議録

令和3年12月9日〔木曜日〕午前9時30分開議

議 題

議案第85号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

のうち

都市整備部

の所管に属する事項

議案第86号 江南市手数料条例の一部改正について

議案第87号 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

議案第94号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

議案第96号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第98号 令和3年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第99号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

行政視察について

常任委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長 片山裕之君 副委員長 岡本英明君

委員 鈴木貢君 委員 稲山明敏君

委員 尾関昭君 委員 中野裕二君

委員 三輪陽子君

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

議長	堀	元	君	議員	大	藪	豊	数	君		
議員	宮	田	達	男	君	議員	石	原	資	泰	君
議員	長	尾	光	春	君	議員	田	村	徳	周	君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

副主幹	前	田	昌	彦	君	主事	山	田	都	香	君
-----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤	田	和	延	君
----	---	---	---	---	---

経済環境部長	平	野	勝	庸	君
--------	---	---	---	---	---

都市整備部長兼危機管理監	野	田	憲	一	君
--------------	---	---	---	---	---

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長	古	田	義	幸	君
---------------------------	---	---	---	---	---

商工観光課長	横	山	敦	也	君
--------	---	---	---	---	---

商工観光課主幹	藤	田	明	恵	君
---------	---	---	---	---	---

商工観光課副主幹	宇	佐	見	裕	二	君
----------	---	---	---	---	---	---

農政課長	菱	川	秀	之	君
------	---	---	---	---	---

農政課副主幹	岩	田	浩	和	君
--------	---	---	---	---	---

環境課長	牛	尾	和	司	君
------	---	---	---	---	---

環境課主幹	前	田	茂	貴	君
-------	---	---	---	---	---

都市計画課長	石	坂	育	己	君
--------	---	---	---	---	---

都市計画課主幹	影	山	壮	司	君
---------	---	---	---	---	---

都市整備課長	鵜飼篤市君
都市整備課副主幹	山本健太郎君
土木課長	酒匂智宏君
土木課主幹	小池浩司君
土木課副主幹	柴垣伸道君
建築課長	村瀬猛君
建築課副主幹	源内隆哲君
防災安全課長兼防災センター所長	石川晶崇君
防災安全課主幹	大矢幸弘君
水道部下水道課長	伊藤達也君
水道部下水道課主幹	吉本晴永君
水道部下水道課副主幹	青山裕泰君
水道部下水道課副主幹	大池慎治君
水道部下水道課副主幹	今枝寛君
水道事業水道部水道課主幹	尾関高啓君
水道事業水道部水道課副主幹	加藤考訓君
水道事業水道部水道課副主幹	安田裕一君

○委員長 皆様、おはようございます。

ちょっと時間よりも早いですけれども、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

80年前の昨日、12月8日は真珠湾を攻撃した日でございます、そこから太平洋戦争へと発展していくわけですが、昨日ニュースのほうでは慰霊祭というんですかね、そういったのが行われていたというニュースがやっております。毎年なんですけれども、終戦記念日とか原爆を落とされた日とか、そういった日には必ずニュースがありまして、それを見るたびに本当にこういったことは二度と繰り返してはいけないなど、つくづく考えさせられます。そして、私たちは本当に幸せな時代を生かさせていただいているんだなと感謝しかございません。

本日の委員会は、今年最後の委員会でございます。いずれも重要な内容ばかりでございますので、慎重な御審議のほうをよろしくお願ひし、私からの挨拶とさせていただきます。

それでは、本日、新型コロナウイルスの感染拡大の予防のため、マスクの着用は適宜といたしますのでよろしくお願ひします。

まず、市長から挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る11月26日に12月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただき、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○委員長 ありがとうございます。市長は公務がございますので、ここで退席されます。

[発言する者あり]

○委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前 9 時 30 分 休 憩

午前 9 時 31 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き再開します。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第85号 江南市行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
をはじめ7議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議
会を開催します。

それでは、議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を
得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁
とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよ
う、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、
委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決
めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後
に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で
発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力い
ただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただ
き、その他は退席していただいても結構です。

議案第85号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特
定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

のうち

都市整備部

の所管に属する事項

○委員長 最初に、議案第85号 江南市行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正についてのうち、都市整備部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 防災安全課長兼防災センター所長　それでは、議案第85号につきまして御説明させていただきますので、議案書の12ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、13ページは、江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、14ページから17ページにかけて新旧対照表を掲げております。

このうち、防災安全課所管の項目につきまして御説明させていただきます。

新旧対照表の15ページ中段、別表第1と、その下の別表第2は、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画、被災者台帳の作成に関する事務、そして、それらの事務で取り扱う情報が法律等に規定されたため、市の条例で規定する必要がなくなったことにより、項の削除等を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

- 委員長　じゃあ、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時35分　休　憩

午前9時35分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き再開いたします。

議案第85号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号 江南市手数料条例の一部改正について

- 委員長 続きまして、議案第86号 江南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 建築課長 それでは、議案書の18ページをお願いいたします。

議案第86号 江南市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、21ページから29ページにかけて新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

- 三輪委員 ちょっとよく分からないんですが、削除の部分が多いんですけど、手数料がなくなったということなのか、もう少し、詳しく変更の内容を教えてくださいと思います。

- 建築課長 まず、今回の条例改正の内容について御説明申し上げます。

主な内容としましては、住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴いまして、住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施することによりまして、認定手続の合理化が図られたということございまして、手数料が変わるというものではございません。

○委員長 よろしいですか。

○三輪委員 それで、最近SDGsのこともあるんですけど、この長期優良住宅というのが、どのぐらい昨年度に申請されているのか、そういう数は分かりますか。

○建築課長 令和2年度決算の数字で108件の申請がございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時39分 休憩

午前9時39分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第86号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○鈴木委員 ちょっといいですか。

スムーズに質疑が進んでいるんですけど、少しばばばとっちゃうもんですから、ちょっと質問のタイミングを失う場合がありますので、もう少しゆとりを持ってもらって。

○委員長 気持ち前回よりゆとりを持ってますが、すみません。

議案第87号 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

○委員長 では続きまして、議案第87号 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長　それでは、議案書の30ページをお願いいたします。

議案第87号　江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

31ページをお願いいたします。

江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、32ページから33ページにかけまして新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○岡本委員　まず、この条例改正の内容ですけれども、ちょっと分かりにくいものですから、少し分かりやすく説明をお願いいたします。

○建築課長　今、分かりやすくということですので説明差し上げます。

最近の災害というのが、テレビ、新聞紙上で御存じのとおりかと思えますけれども、頻発、激甚化しておるということで、被害が大きくなっておるといふ災害が多く見受けられます。そんな災害に対応するために、市街化調整区域内の条例で指定する建築可能な区域から、水防法に基づく浸水想定区域で3メートル以上の浸水する土地の区域を除外して建築の制限をするものでございます。

○岡本委員　ありがとうございます。

それでは、32ページに書いてある都市計画法第34条第11号及び同上の第12号に基づく、この条例の内容とその区域はどこになるのかを教えてください。

○建築課長　まず、都市計画法第34条第11号は、指定した市街化調整区域内の3つの区域がございまして、まず布袋駅東の地区、区域ですね、あと市民体育館西の区域、あと3つ目としまして江南厚生病院北の区域がございまして、この区域で住宅などを建てることのできるという条例になってございます。

もう一つ、第34条第12号区域でございましてけれども、これは江南市都市計画のマスタープランにおいて、工業の用に供する区域内、現在、安良地区を中心としておるんですけれども、この安良地区におきまして、周辺の環境に

悪影響を及ぼすことのない工場、研究所を建てることができます。

○岡本委員　それでは、この条例の改正によって、できることとできないことがあると分かったんですけれども、今回の除外する区域で建築できなくなる、普通の建物の建築ができなくなるということではよろしいですか。

○建築課長　今回第11号、第12号エリアが指定されているのが市街化調整区域ということでございますが、今回第34条第11号、第12号というのは規制を緩和する条例でございますので、その条例の区域から除外がされるというだけで、もともと市街化調整区域ですので、市街化調整区域で開発可能なものについては、従来どおり建築が可能となるものでございます。

○岡本委員　分かりました。

では、あと一つ聞きたいんですけれども、この施行日ですけれども、令和4年4月1日となっておりますけれども、これは該当する権利者に対して、この期間がちょっと短いと思うんですが、どのように周知を事前にされるのかということをご教えてください。

○建築課長　国からの通知で、改正法の施行までに内容及び趣旨について広報等で周知することが望ましいというふうでございますので、今のところ、広報「こうなん」とホームページ、あと行政書士会への通知文、その他、窓口でのチラシ配布、そんなところで今のところ予定してございます。

あと行政書士会と併せまして、宅地建物取引業者のほうにも手紙を送る予定でございます。

○中野委員　一点だけ。

32ページ、33ページの「災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。」という文言が追加されておりますが、これは誰がどのような判断で基準を決めていくのか、ちょっと教えてください。

○建築課長　社会経済上、継続が困難になる等の地域の実情に照らし、やむを得ない場合ということが国からの通知で示されております。

どんなときかということ、例えば江南市一帯が沈むよと、そんなような状況があったときに想定されるということで考えてございます。

○中野委員　それは市長をはじめ、そういうところが決断するというか、誰がという部分になると、社会通念上しようがないというのは。

○建築課長　この条例に基づいて、市が判断するということになります。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質問。

○鈴木委員　今言った関連なんですけど、ここの判断基準、これは非常に適切だと思うんですけども、例えというのはその辺りの、多分、浸水という災害だと思うんですけど、この場合、そうした場合の具体的な判断基準、要するにそのときの感覚、危ないからとにかくやめてくれというような感じじゃなしに、今あったように一定の判断基準、物差しになるものがないと、どこまで広げていくかという、一応この図面というかあるんですが、その辺りの判断基準というのは一定の物差しの基準によって決められているかとは思いますが、ということともう一点、もしそういうことを危惧されるならば、それによる対策によって、あくまでこの地域は駄目だもんだから開発は駄目ですよ、建ててはいけないというものなのか、一定の対策を講じれば認める場合も出てくるのかということも含めて、その点はどうなんですか。

○建築課長　今、鈴木委員から言われた基準ということでございますけれども、今回除外される区域におきましては、浸水想定区域図におきまして3メートル以上浸水するという想定がされるところを除外しなさいよと、その第11号、第12号エリアから除外しなさいというふうに国の通知から出ておりますので、その形で除く形になります。

○委員長　よろしいですか。

○稲山委員　今の話、まず最初に関連ですけど、3メートル以上の水害という、実際問題指標になるのがハザードマップしかないと思うんだわ。

そうした中で、この第34条第11号、第12号で3メートル以上の水害があるといったら、ほとんどになってしまうというような感覚なんだけど、先ほど行政書士会だとか不動産業者とか、いろんなところに案内を出すと言ったんだけど、区域の色分けをしないと、そんなもの出したってどうしようもないんじゃない。違う。だって今、第34条第11号、第12号にしても、安良地区にしても、布袋地区にしても、体育館にしても、区域自体は線引きされておるがね。その中の線引きの中で線引きしないと、俺はそんなの通達を出したっ

て、じゃあどこが、お客さんがここを買いたいだとか言ったときに、一々ここで事前協議して、いいとか悪いとかという話というのはおかしいんじゃない。幾ら国の判断といたって、条例改正は市でしょう。国に決めてもらうの。

○建築課長　　今、稲山委員が言われたところでございますけれども、今回ハザードマップというものがございますけれども、浸水想定区域図、これは江南市の防災安全課のホームページにも現在載っております。国のホームページのほうにも木曾川流域の浸水想定区域図が載っております。

　　実際、それで例えば浸水想定深を見ていただくと、ほとんどと言われましたけれども、ここにお持ちしたのが防災ハンドブックなんですけれども、これにも浸水想定区域が載っております。このオレンジとピンクの色分けなんですけれども、オレンジの部分は0.5から3メートルまでということで、こちらには該当しません。ピンクの部分につきましては3メートルから5メートルということで、これより深い部分の浸水が想定される部分について、第11号エリア、第12号エリアから除外がされるということで、実際、私どもが調査したところによりますと、そのエリアの中の4%ぐらいが大きな影響を受けるというような数字をつかんでございます。

○稲山委員　　だから、ハザードマップを基本として、その中で線引きをしていくということをやらないと駄目じゃないのと言っておるだけ。そんなピンクだとかそんなものは分かっておるわ、そんなことは誰でも。だから、3メートルを超えるといたら、もうハザードマップで線引きをしていくしかしようがないんじゃないの。国がどうのこうのとか言うよりも。

　　その中で4%か何%かというのは、市の中で協議して決めていくのかどうか分からんのやけど、その辺をしっかりと線引きをして通達をしないと、それはやっぱり行政書士会にしても不動産業者にしても、みんな困っちゃうんじゃないの。売買の契約だとか、いろんなものがこれからやろうとしておるのに、いや、まだ分かりませんよとか、それで4月1日から施行されるなんていうことは、これはやっぱりおかしいんじゃないの。だから、きちっと用途地域の図面の中で、この第34条第11号、第12号の区域をしっかりと線引きをしてあるわけだから、その中できちっと、ここの地域は外されるんだと

いうことを、線引きを示さなあかんで。

○委員長 暫時休憩します。

午前 9 時 55 分 休 憩

午前 9 時 58 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑。

○稲山委員 その話はさておいて、そもそも論で一つだけちょっと教えてほしいんだけど、先ほど言われた中で、この除外なんだけど、第34条第11号、第12号の中で今のこういった水害、3メートルを超える地域を除外するといった話の中で、それじゃあ、第34条のほかの項目、要は分家住宅にしろ、店舗住宅にしろ、それは建築可能だよといった話なんだけど、実際問題、その地域で危なくて建てていかんところをそんな開発行為をやってもええの、分家住宅だとか。

実際、この条例改正することによって、そこは建てられないという話になってくるわけでしょう。そうして、その中では、いや、第34条第11号、第12号は駄目だけど、第7号だとかその辺の話というのはオーケーだよというのは、先ほど何か課長の答弁だと、ほかの開発行為は別に問題なくやれるんだよというような話だったと思うんだけど、そんなことはええのかなあ。ちょっと矛盾しいせんか。国のことだと言われればそれまでだけど。

○建築課長 当然、同様の疑問はうちのほうにも持ってございますが、今回、第34条第11号、第12号エリアというのは、規制を緩和するところに危険と想定されるものを誘導してはいかんよというところを目的としておるものでありまして、例えば、今、稲山委員が言われた第34条のほかの基準ということで、うちのほうは既存宅地に基づく許可とか、分家の許可とか、愛知県の審査基準によって許可をしておるものでございますが、愛知県の審査基準のほうで何か新しい基準とか制限とか、そんなものが設けられることになれば、その基準に従うということになります。

一応、現在のところ、愛知県のほうにはそんな動きはございませんので、先ほどの答弁という形になっております。以上です。

○稲山委員 県特有の話ですので、これ以上のことは言いませんけど、先ほ

どの話と2つ足して結論的に言うには、こういうことであれば第34条第11号、第12号の、さっき言ったように線引きをきちっとして、もう第11号、第12号からこの地域を外すという判断をされたほうが一番分かりやすいと思います。外しておけば、別にそこは建てられないよと。ただし、第34条第7号、分家住宅だとかその辺のものに関しては問題なく建てられると、一番分かりやすいと思いますけれど、以上です。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　すみません、ハザードマップでこうなったところに建てられないというのは当たり前なんですけれども、既に建っているところもあるわけで、やっぱりそういうところへは何らかお知らせというのか、それで例えば保険が高くなるとか、そういうことがあるんじゃないかと思うんですけれども、何らかそれは見てください、もう見た方はびっくりされているかもしれないんですけど。あと特に市街化調整区域で規制緩和でこういうところをつくったんですけど、大体全体的にコンパクトシティというところと、やったことと矛盾するという気がするんですけど、今本当に江南厚生病院の近くなんか、どんどんおうちが建っているんですけど、真ん中に寄せるというあれとこれは反しないのかということ、今日の条例とはちょっと違うんですけど、そこら辺もちょっと根本的に見直す必要があるんじゃないかなということをおっしゃるので、言うておきます。

○委員長　要望でよろしいですか。これに対して課長何かありますか。

○建築課長　既存に建築しておる建物につきましては、今、除外区域以外の市街化調整区域と同様に建築可能ということで、同じ用途で今建っておるものが、例えば分家住宅で建っておるということでございますれば、分家住宅で建て替えが可能だと。もう第11号で既存に許可を取ってみえて建てられている方というのは、第11号の許可の用途がもうございますので、その建て替えが第11号でできますので、除外されても。既存の用途でもう許可を取って建ててみえておる方というのは、既存の用途でそのまま建築が可能だというふうに理解していただければよろしいかと思っております。

○委員長　ほかに質疑は。

○鈴木委員　さっき、私の質問に対して答えてもらっていないのがあって、

そういう地域に対策を講じればということはあるのかと、ちょっと関連するかもしれんけれども、いろんなそういう対策を講ずれば、そういうところもあり得るのかと、そういうことについて先ほど質問したんだけど、そのことについてはお答えがないものですから。

○建築課長　今現在、そのような緩和措置とか、そういったことについては設けてはおりません。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質問。

○尾関委員　今、緩和措置は設けていないという話だったんです。それを設けることができるのが限定特定行政庁である江南市だと思っています。

結局は、この第34条第11号も第12号も道路で線引きしたということなんですけど、ハザードマップは地形で線引きしているわけですよ。ハザードマップって何メートル角かってあるんですよ。それは、筆はちょこっとでもかかったらアウトという考えは、やっぱり資産価値を落とすところがあって危険だなあと思っているんで、運用の部分はもうちょっと江南市独自で、この条例改正は多分県条例も、僕はもう事前に見ていて、ほぼ同じ内容だったんですけど、国のルールにのっとって見直していくというのは分かっているんですけど、ただ運用はもうちょっと柔軟性が必要かな。その柔軟性が必要だし、それができるのであれば、それも含めた周知が必要かなあと思っているんで、そこはちょっと御検討いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長　要望でよろしいですか。

尾関委員の言うとおりに、誰もが分かるように。休憩中に議長がおっしゃったとおりに、市のほうで決められるということなんで、本当に誰もが分かるような形で、そのときそのときで考えるというのは非常に危険だと思いますんで、そここのところをもうちょっと考えていただいて、条例は条例で仕方がないところもあると思いますけれども、よろしくお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

午前10時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第94号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

○委員長 続きまして、議案第94号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いたします。

最初に、都市整備部防災安全課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、議案第94号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）のうち、防災安全課が所管する補正予算につきまして説明させていただきます。

議案書の88、89ページをお願いいたします。

88、89ページ上段の2款1項8目防災安全費で、人件費等としまして124

万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足して説明することはございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて土木課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 議案第94号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）のうち、土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の116ページ、117ページの上段をお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費でございます。

1目の道路管理費に287万円の減額補正をお願いするものでございます。

117ページの説明欄をお願いいたします。

人件費等といたしまして287万円の減額補正をお願いするものでございます。

議案書の118ページ、119ページの上段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。

1目の道路橋りょう費に1万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

119ページの説明欄をお願いいたします。

道路維持管理事業といたしまして1万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしく願い申し上げます。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて建築課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 それでは、建築課所管の補正予算について御説明をいたします。議案書の116ページ、117ページの中段をよろしくお願いします。

8款1項2目建築指導費に人件費等で516万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでありますので、続きまして都市計画課について審査をいたします。

じゃあ、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 都市計画課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の120ページ、121ページをお願いいたします。

最上段の8款4項1目都市計画費701万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願い申し上げます。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでございますので、続いて都市整備課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 都市整備課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出でございます。

議案書の120ページ、121ページをお願いいたします。

下段、8款4項2目都市整備費は501万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足して説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃあ、質疑もないようでありますので、続いて経済環境部環境課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、環境課が所管する補正予算について御説明させていただきますので、議案書の110ページ、111ページの最上段をお願いします。

4款2項1目清掃費、人件費等で167万2,000円の減額、その下、分別ごみ収集運搬事業で2万6,000円の減額、その下、リサイクルステーション運営事業で3万5,000円の減額、その下、江南丹羽環境管理組合関係事業で1,693万9,000円の減額、その下、尾張北部環境組合関係事業で174万8,000円の減額をするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 すみません、尾張北部環境組合のほうの減額は、どういうことで減額になったのか。計画がストップしていることと関係があるのかどうかお聞きします。

○環境課長 尾張北部環境組合の10月定例会で、令和2年度の決算が確定して繰越金が出ましたので、それを各構成市町で精算して、それを減額補正ということに今回なっております。

三輪委員から質問があった、今の入札がストップして進んでいない件とは、

直接は関係ございません。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて農政課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　農政課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

議案書の112、113ページ下段をお願いいたします。

6款1項1目農業費で、説明欄にございます人件費等と、農地保全推進事業の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、1枚はねていただきまして、114、115ページ上段をお願いいたします。

6款2項1目林業費で、説明欄にございます森林環境譲与税基金管理事業の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　すみません、森林環境譲与税の積立金なのですが、たしか北部地区複合公共施設のほうで不用になったものを積み立てるとのことだったと思うんですけども、今その積立てが全体で幾らになっているかと、今後それを何か使う予定というのがあるのかどうかお聞きします。

○農政課長　今の基金額、令和2年度末でいきますと938万6,370円、今回の補正529万3,000円を足しますと1,467万9,370円でございます。

今後、近々の使途につきましては、現在具体的には決まっておりません。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、質疑もないようでありますので、続いて商工観光課に

ついて審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 商工観光課長　それでは、議案第94号　令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）のうち、商工観光課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の114、115ページをお願いいたします。

中段、7款1項1目商工費、説明欄、人件費等で787万1,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　質疑もないようでありますので、続きまして水道部水道課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）のうち、水道部水道課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の112ページ、113ページをお願いいたします。

4款3項1目上水道費は、水道事業会計の繰出金でございます。

内容につきましては、113ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

水道事業会計繰出金として9万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、議案第98号　令和3年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）で御説明させていただきます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて下水道課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　令和3年度江南市一般会計補正予算（第8号）のうち、水道部水道課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳出についての御説明をいたしますので、恐れ入りますが、議案書の122ページ、123ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

内容につきましては、123ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として322万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほどの議案第99号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）で御説明させていただきます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時23分　休　憩

午前10時23分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第94号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第96号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理
事業特別会計補正予算（第2号）**

- 委員長 続いて、議案第96号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 都市整備課長 議案書の159ページ、議案第96号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

160ページ、161ページに第1表 歳入歳出予算補正を、162ページ、163ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

164ページ、165ページに歳入といたしまして、4款1項1目一般会計繰入金でございます。

166ページ、167ページに歳出といたしまして、1款1項1目総務管理費でございます。

歳入歳出それぞれ192万5,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

168ページから171ページに給与費明細書を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第96号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 開議

議案第98号 令和3年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第98号 令和3年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の189ページをお願いいたします。

議案第98号 令和3年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、189ページから190ページに収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、192ページから207ページに補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び収益を掲げております。

208ページ、209ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項3目他会計負担金から2項2目他会計補助金を掲げております。

210ページ、211ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項1目原水及び浄水費から、212ページ、213ページ、2項2目消費税及び地方消費税を掲げております。

214ページ、215ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款5項2目他会計補助金を掲げております。

資本的支出につきましては、1款1項1目事務費を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　すみません、確認なのですが、いろんな項目で出ていますけど、人件費以外で補正になっている部分はないということよろしいですか。

○水道事業水道部水道課主幹　はい、人件費のみでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時42分　休　憩

午前10時42分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第98号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第99号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 続きます。議案第99号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書の217ページをお願いいたします。

令和3年議案第99号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、217ページから218ページに収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正予定額、他会計からの補助金の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、220ページから235ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び注記を掲げております。

はねていただきまして、236ページ、237ページの補正予算の事項別明細書をお願いいたします。

収益的収入につきましては、上段の1款1項2目他会計負担金から、最下段の2項6目消費税及び地方消費税還付金までを掲げております。

はねていただきまして、238ページ、239ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項2目雨水施設費から、240ページ、241ページ最下段の6目減価償却費までを掲げております。

内容につきましては、239ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

雨水流出抑制施設設置費等補助金につきましては、122万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。この補助金につきましては予算流用で対応させていただきまして、議決後、流用戻しをさせていただきたいと存じますのでよろしくをお願いいたします。

はねていただきまして、242ページ、243ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款5項2目他会計補助金を掲げております。

はねていただきまして、244ページ、245ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、1款1項1目污水管きよ整備費を掲げております。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○岡本委員　　238ページ、239ページの雨水流出抑制施設設置等補助事業122万5,000円の増額補正なんですけれども、なぜ当初予算から不足したのか、その理由を教えてください。

○水道部下水道課長　　この増額する理由につきましては、令和元年度の補助金の執行率が約3割ほどということで、執行率が非常に低い年度でございまして、ここの結果を踏まえて、実績を踏まえた予算編成にするようにということで、今年度の予算編成は、ちょっと令和2年度の予算に比べまして約4割ほど予算を減額したことが一番の大きな要因だったというふうに考えられております。

ただ、平成28年度のこちらのほうの補助金の行政事業レビューからも、ちょっと御指摘を市民の方からいただいたんですが、PRがその当時も不足しておるといような御意見をちょっといただいておりまして、今年度から昨年度も含めて、新しい取組といたしまして、冠水被害の苦情が寄せられた町内に対して、特にそういったところを強化対象といたしまして、リーフレットの配付とか、戸別訪問によるPRをちょっと実施させていただいたことや、今年度に限っては、ごみ収集車のほうの赤トンボの後のPRとかもちょっと新しい広報ツールとして加えておりまして、おととしよりは若干V字回復的な傾向に上がっているような状況でございます。

○委員長　　よろしいですか。

○岡本委員　　今年度に雨水流出抑制施設設置の設備の補助申請があった項目のうち、一番多い申請があったのが何であるのかということと、あと今後、増加傾向にある項目は何があるのかということをお願いいたします。

○水道部下水道課長　　毎年なんですけれども、一番多くの申請がある項目と

いたしましては、雨水貯留槽、雨水タンクと言われているものがメインで補助をさせていただいております。

この中でも、近年一番多く申請がちょっと増えてきているというのは、市街化調整区域のほうに単独浄化槽がございまして、そちらのほうを合併浄化槽のほうに切り替えていただくときに不要となる単独浄化槽につきましても、雨水タンクとして活用していただくようなところが近年は若干増えているような状況でございます。

また、浸水防止壁ですね、玄関の間口とかそういったところに土のうの代わりに浸水防止壁を設置していただくことにも補助をやっておりますけれども、こちらのほうも近年は若干増えているような傾向でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時50分　休　憩

午前10時50分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第99号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

行政視察について

○委員長　続きまして、行政視察についてを議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種状況を踏まえながら協議していくとしており、何か御提案がある場合には正・副委員長までお知らせいただくようお願いしておりましたが、現在のところ御提案はございません。

つきましては、今年度の当委員会の行政視察は実施しないということにしたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議もないようでございますので、今年度の当委員会の行政視察は実施しないこととさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

常任委員会の研修会について

- 委員長 続きまして、常任委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきましてテーマを決めていただきました。その後、日程、講師について調整させていただきましたので、御報告させていただきます。

講師につきましては、国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所防災情報課の方でございます。

研修テーマにつきましては、木曾川水位上昇に伴う防災についてとし、日程につきましては、令和4年2月7日月曜日、午後2時30分からといたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議もないようでありますので、今年度の委員会の研修会は、国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所防災情報課の方をお招きし、研修テーマは木曾川水位上昇に伴う防災についてとし、日程は令和4年2月7日月曜日、午後2時30分からとすることに決定いたしました。

なお、詳細につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思います。以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午前10時53分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 片山裕之